

岩手県告示第 1136 号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準（平成 14 年岩手県告示第 306 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前				改正後			
<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 7 条</u>に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び<u>同条第 3 項</u>に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該騒音規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>				<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び<u>同条第 2 項</u>に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該騒音規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>			
時間の 区分	昼間（午前 8 時から午 後 6 時ま で）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌 日の午前 6 時まで）	時間の 区分	昼間（午前 8 時から午 後 6 時ま で）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌 日の午前 6 時まで）
区域の 区分	[略]			区域の 区分	[略]		
第 4 種区域	[略]		55 デシベル （釜石市及 び <u>東山町</u> に 係る区域に あっては、 60 デシベ ル）	第 4 種区域	[略]		55 デシベル （釜石市及 び <u>一関市東 山町</u> に係る 区域にあっ ては、60 デ シベル）
注 1～5	[略]			注 1～5	[略]		
備考	[略]			備考	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							